

ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定

中津川市（以下「甲」という。）と中津川商工会議所（以下「乙」という。）と中津川北商工会（以下「丙」という。）と岐阜信用金庫（以下「丁」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲・乙・丙・丁の四者（以下単に「当事者」という。）が、各種環境に関する情報の共有化、事業の推進等を通じて相互の連携を強化し、2050年のゼロカーボンシティ及びサーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 当事者は、本協定の目的を達成するために、以下の事項について協力する。

- （1） 環境に関する情報・サービス・ノウハウ等の提供に関すること。
- （2） 環境分野の新たなビジネスモデルの創出に関すること。
- （3） 環境価値を活用した地域の活性化に関すること。
- （4） その他本協定の目的を達成するために、当事者が必要と認める事項に関すること。

（協定期間）

第3条 本協定は、本協定の締結日から効力を生じ、1年間有効とする。ただし、期間満了の1か月前までに、いずれかの当事者が解除の意思表示をしない限り、自動的に更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（協力体制）

第4条 当事者は、本協定の履行に必要な協力体制を構築するため、以下の事項を行う。

- （1） 連携に関する窓口を設置し、情報交換を円滑に行う。
- （2） 当事者のニーズに応じた情報提供や協力を行う体制の構築
- （3） 本協定に基づく事業に関する情報の共有や進捗状況の報告を行う体制の構築

（秘密保持）

第5条 当事者は、本協定に基づき情報を開示する他の当事者（以下「開示当事者」という。）が、文書、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供し、電子メール等電子的に提供し、又は口頭、デモンストレーション等により提供する、技術上、営業上その他業務上の一切の情報であって当該開示当事者が秘密である旨を明示して提供された情報（以下「秘密情報」という。）を他に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りでない。

（1） 事前に開示当事者の承諾を得て第三者に開示する情報

（2） 開示当事者から開示を受けた際に既に公知となっている情報

（3） 開示当事者から開示を受けた後、開示を受けた当事者の責によることなく公知となった情報

（4） 開示当事者から開示を受ける前に取得していた情報

（5） 本協定に違反することなく他の手段により取得した情報

（6） 開示当事者から開示を受けた情報を使用することなく取得した情報

（7） 法令等の規定により開示が義務付けられた情報

2 当事者が業務を委任し、又は委託する弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家並びに当事者の関連会社等の役職員等、法令その他の規程、委任契約、社内規則等により秘密情報の取扱いに関し本協定と同等以上の秘密保持義務を負う者は、前項の第三者には含まれないものとする。

（反社会的勢力の排除）

第6条 当事者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約するものとする。

- （1） 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- （2） 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- （3） 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- （4） 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- （5） 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 当事者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行

わないことを確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて自己以外の者の信用を毀損し、又は自己以外の者の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当事者は、他の当事者が前2項のいずれかに違反した場合は、当該他の当事者の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続を要しないで、直ちに本協定を解除することができる。

(協定の解除)

- 第7条 当事者は、前条に定める場合を除き、他の当事者が本協定に違反したとき、書面による催告を行い、催告後30日以内に是正されない場合、本協定を解除することができる。ただし、解除の効力は、解除通知を受領した日から生じるものとする。
- 2 本協定を解除した場合、前項の解除通知を受けた当事者は、他の当事者に関するすべての秘密情報を当該他の当事者の指定する方法で返却又は処分するものとする。
- 3 本協定の解除により、他の当事者に損害が生じた場合、本協定を解除した当事者及び本協定に違反した当事者を除く他の当事者（以下「解除当事者等」という。）はその損害を賠償する責を一切負わないものとする。また、解除当事者等に損害が生じた場合、当該本協定に違反した当事者はその損害を賠償する責を負うものとする。

(協議事項)

- 第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度、当事者が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年7月30日

岐阜県中津川市かやの木町2-1
中津川市

中津川市長

小中仁志

岐阜県中津川市かやの木町1-20
中津川商工会議所

会頭

杉本 剛

岐阜県中津川市付知町1083-2-1
中津川北商工会

会長

早川 正人

岐阜市神田町6丁目11番地
岐阜信用金庫

常務理事

執行 義徳